

琵琶湖西岸断層帯地震「減災」へのアンケート調査結果について問う



小島 洋祐議員

問 公明党大津総支部が減災へのアンケート調査を大津市・志賀町・高島市の住民と各区と事業所の方々を対象に実施された。ご協力いただいた皆様により厚くお礼申し上げます。有り難うございました。

結果については、避難する時、身体的に無理と答えた人が11・5%いた。地域で把握しているのか。行政の指導はどうなっているのか。昭和56年5月以前に建築され



答 総務部長

災害要援護者の把握につきましては、個人情報保護の対応に充分配慮した上で、福祉部局等が保有する情報により把握に努めてまいります。また、各地区におきましても防災リーダーを核として、地域の防災力を高めていただく取り組みの一環として、地区内の要

家は、耐震診断が無料を実施されるが、高島市内で知らない人が80・3%いた。改修費がないと答えた人が44・8%である。耐震改修促進法の活用を問う。



援護者の把握や避難支援者の確認などを推進していただくよう取り組みます。

答 土木交通部次長

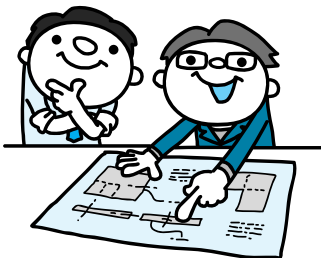
昭和56年以前の木造建築物を対象に無料耐震診断を実施してきましたが、周知不足は否めない状況です。また総合判定が0・7以下と判定された建物は上限50万円の補助金で耐震改修工事が実施できます。今後は住宅相談窓口の設置やパンフレット等による啓発を強めていきます。

業務委託とは何なのか



八田 吉喜議員

問 社会問題となっている「構造計算偽造問題」を考えると、昭和56年に倒壊した今津勤労者体育センターはどうだったのか？事故後は建築基準法による県条例の改正で、旧高島郡の耐雪基準が約2倍となった。単純な設計ミスが倒壊事故になったため、基準が強化されて以後、高島では建築工費が2〜3割高くなった。



業務委託に関し、議会でも再三に亘り取り上げ、問題視して来たが、未だに責任所在が明確に示されないばかりか、市職員では賄いきれない分野を外注しているにも係らず、デザインやコスト面ばかりにこだわり、目的とする機能や風土に合致していないため、そのツケを市民や地元業者が被っている現実がある。

答 土木交通部次長

建築基準法の積雪加重は県が定める垂直積雪量によらねばならず、昭和56年の豪雪により見直された。過去20年間のデータをもとに決定され、同時に指定区域ラインも細分化され以前より数値が大きくなりました。

平成12年度に国の指示により50年確率に基準が統一され、更に数値が高くなりました。最近の地球温暖化による影響などを考慮した適切な見直しの要望を県に伝えます。

委託業務にかかる受託業者の瑕疵の問題は県の測量設計業務共通仕様書に「成果品に瑕疵があるとき発注者は請負者に相当の期間を定めて補修や損害賠償を請求することができ」とあり、これに準じて対処していきます。